

令和8年度

学校いじめ防止等の基本的な方針

江戸川区立葛西第三中学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

江戸川区立葛西第三中学校
校長 鈴木 訓文

I. 基本理念

伝統と地域環境に包まれたこの葛西第三中学校の教育の推進者である私たちは、子どもたちがあらゆる場所に於いて自己実現を図り、自己の将来に向かって生き生きと生活するために、人生に踏みいる鍵の開け方の基礎・基本を教えることが役割である。そして「15の春」15歳になった生徒が将来に夢を持ち、堂々と社会を生き抜く力をつけさせることが責務である。

したがって、学校は、あらゆる場面に於いて生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、毎年いじめを背景として中学生が自らの命を絶つという痛ましい出来事が発生している。今、当該生徒が在籍した中学校の対応に対し、関係生徒の保護者だけでなく他の生徒や保護者などから学校に対する不信の声が報道等を通じ大きくあがっている。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。

昨年、文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その上層と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、本校ではいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等を発表した。

昨年度は校長を中心とした一致協力体制を確認し、保護者や地域との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの早期発見を進めることにより、信頼を得てきた。

今後も、全教職員で生徒が発しているサインを見逃すことがないように、「もしかしたら自分の学年や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って常に生徒に接すること、教員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力しなければならない。

「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を今後においても生徒・教師が持ち続けることが重要である。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II. 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- 2 心の通う対人交流の能力の素地を養う
- 3 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

III. めざす学校像

1. 生徒が自ら考え、主体的に学び、確かな学力を身につけさせる学校
2. 生徒の自尊感情を育むと共に何事にも立ち向かっていく強い意志を持たせる学校
3. 生徒一人一人が充実感・満足感を体感し一人一人が輝くことができる学校

IV. めざす生徒像

1. 自分で考え、主体的に学び、判断し行動できる生徒
2. 心身共に健康で何事にも前向きに取り組み、輝いている生徒
3. 豊かな情操を持ち、社会性のある生徒

V. めざす教師像

1. 共に力を出し合う教師（共有）

- ① 英知を出し合い、互いに高め合い、心豊かな教師
- ② 「一人はみんなのために」「みんなは一人のために」の心を持つ教師

2. 共に汗を流す教師（協働）

- ① 実践を尊び、使命感にあふれる教師
- ② 共働、共汗の姿勢を持つ教師

3. 自らを高める教師（研鑽）

- ① 確かな専門性を持ち、常に自己研鑽に励む教師
- ② 「吾以外、皆教師」の心を持つ教師

VI. 基本的な方針

☆ 全教職員が協働・共汗し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 副校長及び主幹教諭、主任教諭を中心とした**いじめ防止対策委員会**において定期的な会議を実施し、年間指導計画に従いいじめ防止に努める。また、**校内で研修を行い、外部専門家を招き助言を得る。**
ア いじめ防止対策委員会において、生徒や保護者アンケートを作成し、分析させ、いじめの早期発見・早期対応を図らせる。
- ② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
ア 好ましい人間関係の構築を図ると共に、**校内教育相談体制・支援体制を強化**し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援コーディネーターを中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ 専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身につけさせ、いじめ防止に対処させる。
ア **先進校の事例等を参考**にしながらいじめ防止に役立させる。
- ④ **生徒会を中心に作成した「いじめ撲滅宣言」を生徒が主体的になって取り組ませる体制を構築し、いじめの防止に努める。**
ア **年間定期的に生徒会によるキャンペーン等を実践**させ、望ましい集団づくりに努める
- ⑤ 学校としての取組
ア 生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をする共に、道徳の時間を中心として全教育活動において、**基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度**を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、**自己有用感の育成**のために、**所属感のある学級作り**を工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導させる。
ウ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
ア 保護者会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力していじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑦ 教職員、生徒、保護者等により、**いじめに関する学校評価**を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた生徒への対応

- ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ **学級指導の見直しや授業改善を図り**ながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 生徒が身体に重大な障害をあった場合
- エ 生徒が金銭を奪い取られた場合

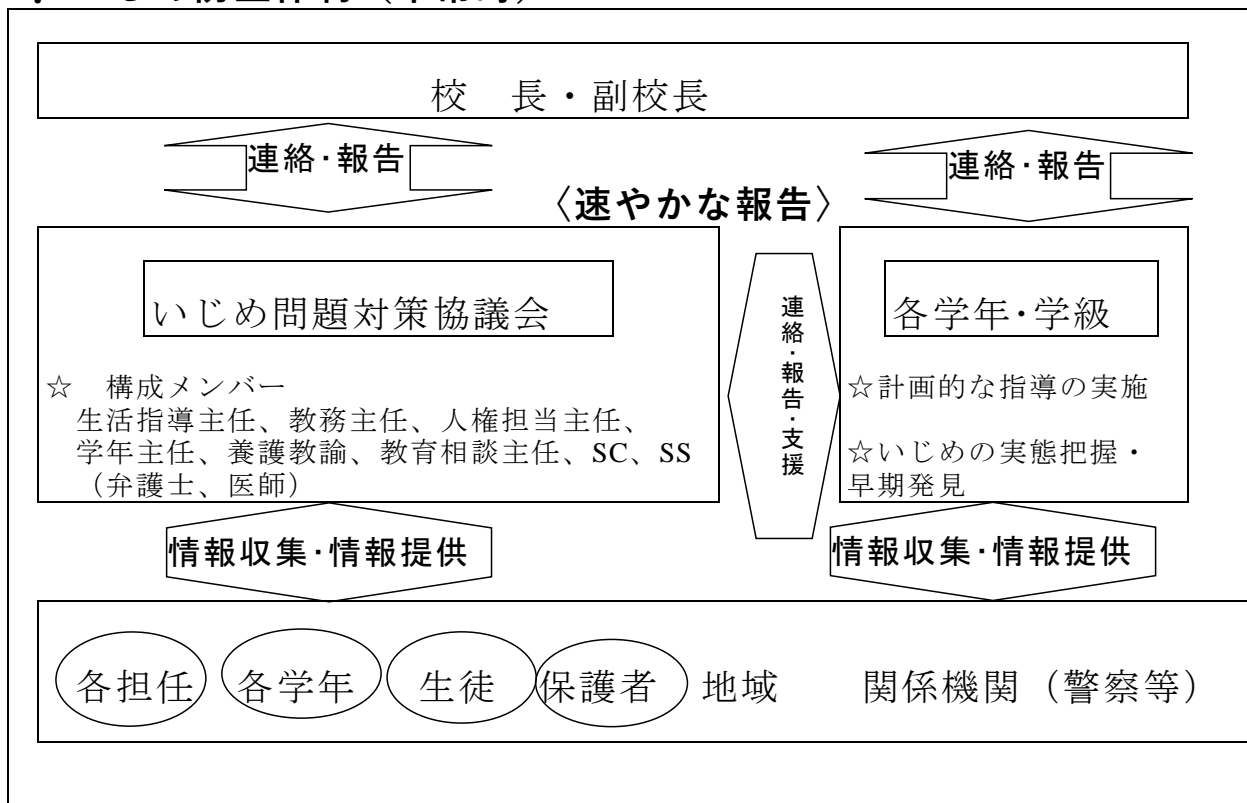
② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

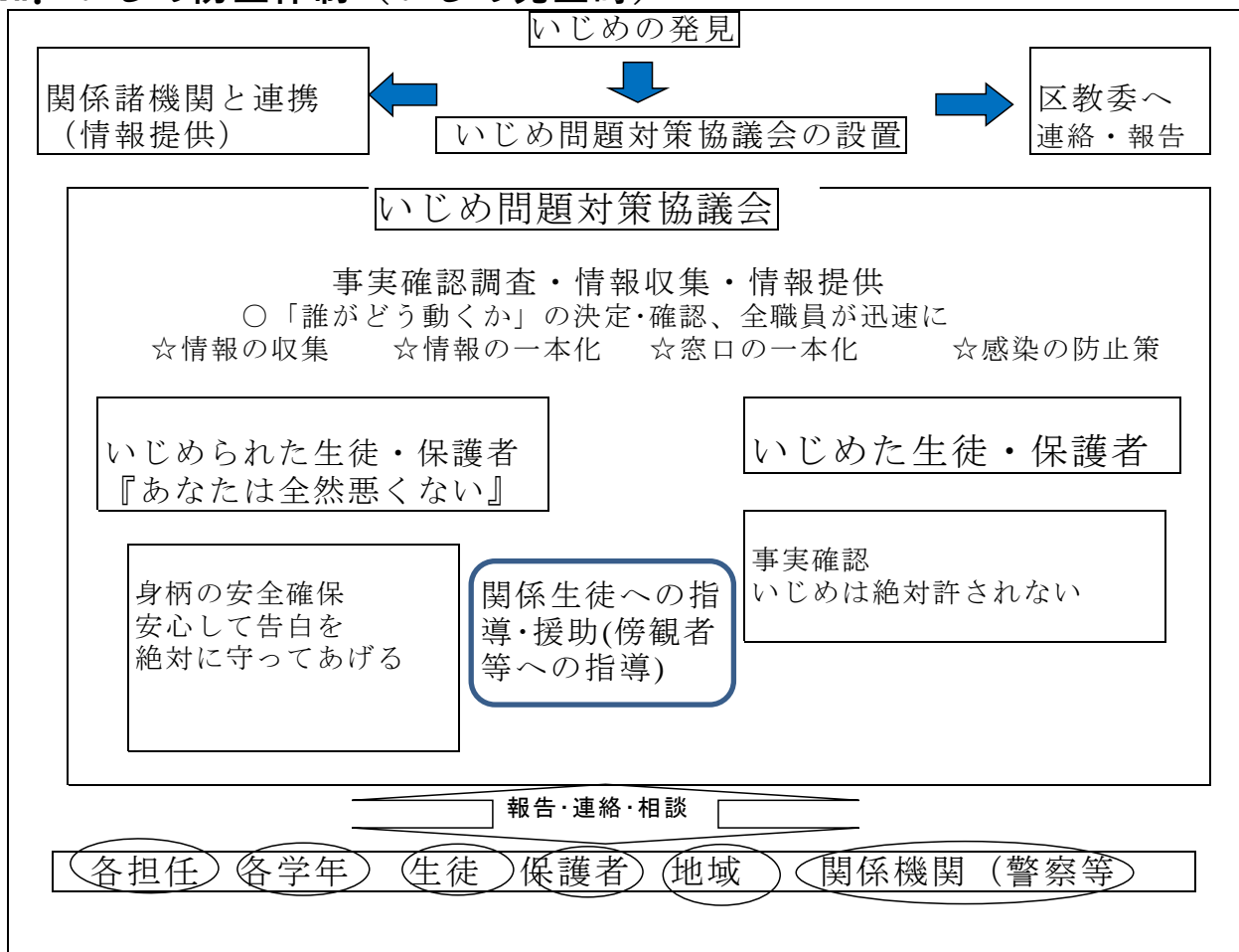
- ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SS）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

VII. いじめ防止体制（平常時）



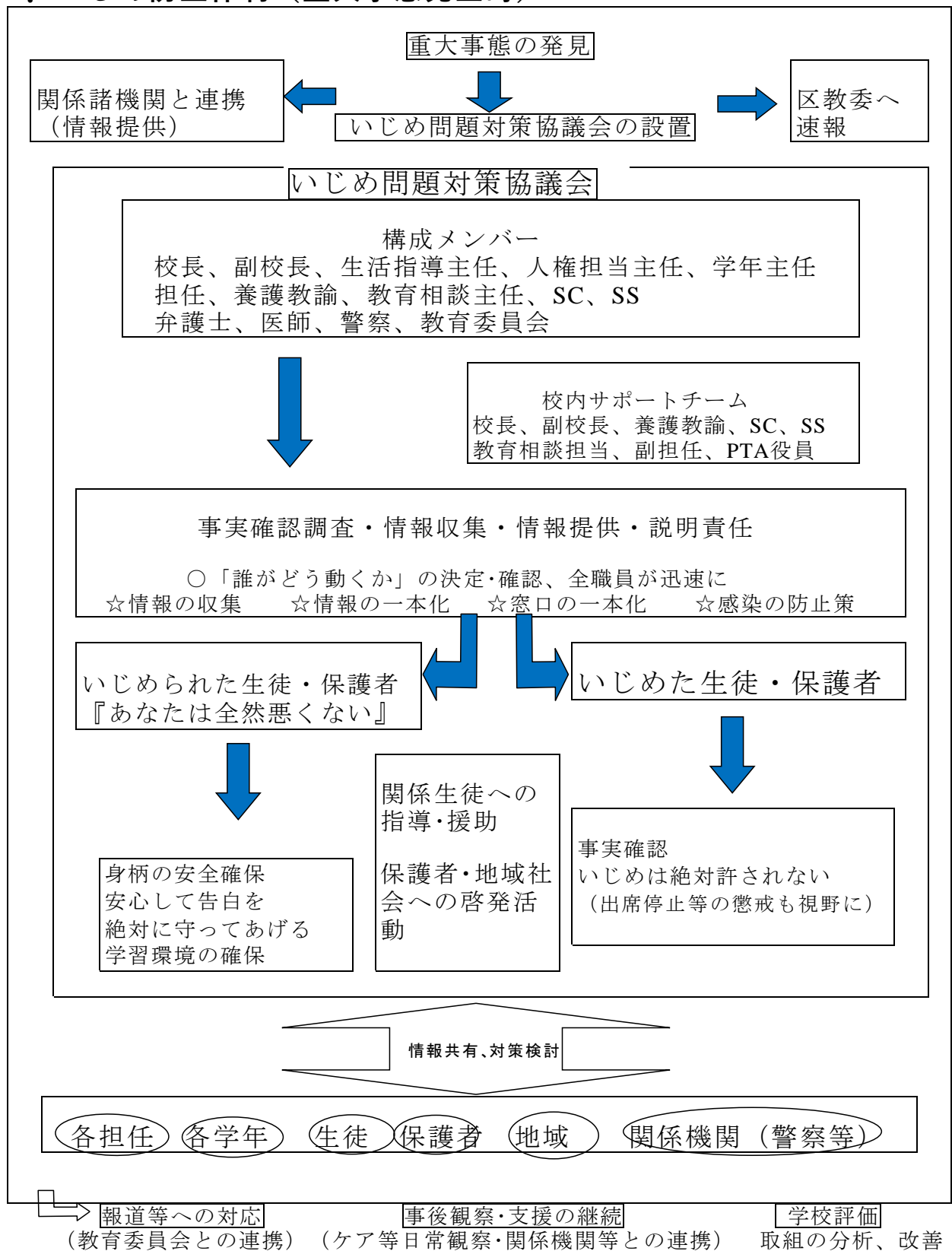
※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が生徒や保護者からのアンケート等を参考にいじめ防止に努めるとともに、関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

VII. いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消 (継続して情報交換・援助) 事後観察・支援の継続 (日常観察・SC等との連携) 学校評価 取組の分析、改善

VII. いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。

同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

さらに、教育委員会や警察等と連携し、第三者機関や報道関係者に関することの協議を行う。